

登園許可証

(H30.4.改正)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能となる状態となつてからの登園となりますようご配慮いただき、登園許可証の記入をお願いします。

【保護者記入欄】

保育園名	保育園	クラス	組
園児氏名		生年月日	年 月 日生

【主治医記入欄】

①登園許可証が必要な感染症 … 該当に○印

第1種	エボラ出血熱 ラッサ熱	クリミア・コンゴ出血熱 急性灰白髄炎	ペスト ジフテリア	マールブルグ病
第2種	インフルエンザA型 流行性耳下腺炎	インフルエンザB型 咽頭結膜熱(プール熱)	百日咳 水痘	麻疹 結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ	腸チフス	流行性角結膜炎 細菌性赤痢	急性出血性結膜炎 パラチフス

②主治医の判断により記入いただく感染症 … 該当に○印

第3種 その他の 感染症	感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ RSウイルス *アタマジラミ *水いぼ(伝染性軟そく腫) *とびひ(伝染性膿痂疹)	溶連菌感染症 手足口病 ウイルス性肝炎 *とびひ(伝染性膿痂疹)	伝染性紅斑(リンゴ病) マイコプラズマ感染症 疥癬
*印は原則として登園停止の必要はありませんが、症状の強い場合は登園して良い時期をご指示ください。			

☆上記の基準は「学校保健安全法施行基準」に準じています。

上記疾病は、(治癒 ・ 軽快) したので、保育園に登園して差し支えありません。

1 診断日 年 月 日

2 登園してもよいと認められる年月日 年 月 日から

医療機関名

医師氏名

○感染症による「保育園登園のめやす」について

区分	感染症名	登園のめやす
第1種	すべての感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後最低5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失してから
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消え2日経過してから
	結核	医師より感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師より感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師より感染の恐れがないと認めるまで（結膜炎の症状が消失してから）
	急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157. O26. O111等）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
第3種その他	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	手足口病	解熱後1日以上経過し、口腔内の水泡・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹が出現した頃には、すでに感染力は消失しているので、全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し口腔内の水泡・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	A型肝炎	肝機能が正常であること
	B型肝炎	急性肝炎の場合、症状が消失し全身状態が良いこと、キャリア、慢性肝炎の場合は制限なし
	アラマジラミ	駆除を開始していること
	伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること	